

長野原町6次産業化等促進支援事業

長野原町の特性を活かした特産品の開発等を目的として6次産業に取り組む農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

6次産業化の定義

次のいずれかに該当すること

- (1) 農林水産業者が農林水産物の生産のみならず、加工、流通及び販売を主体的かつ総合的に取り組む
- (2) 農林水産業者が主体的となって、商工業者等と連携し、新しい商品やサービスの開発、提供、販路拡大に取り組む

補助対象者

次のいずれかに該当すること

- (1) 町内に住所を有し町内で農業を営んでいる個人
- (2) 町内に所在を置く農地所有適格法人
- (3) 町内に所在を置く2戸以上で組織する農林水産加工グループ

補助対象事業

区分1

備品購入費（機械等購入経費）
施設建設費（施設建設または改修経費）

区分2

商品開発・販路拡大・販売促進等（成分分析等検査費、パッケージデザイン費、チラシ等作成費（広報宣伝）、アドバイザー等講師謝金、技術研修経費、その他必要経費）

注意事項

- ※人件費を含まない
- ※過去5年以内に当補助金の交付を受けていない
- ※年度内に完了すること

補助額

区分1

長野原町

1/2 以内

補助対象者

限度額

50万円

区分2

長野原町

1/2 以内

補助対象者

限度額

20万円